

# 福島リモートサポートサービス 利用規約

平成 29 年 7 月 14 日版

## 第 1 章 総則

### 第 1 条(規約の適用)

株式会社ジェイ・エス・エス(以下、「当社」といいます。)は、この福島リモートサポートサービス利用規約(以下、「本規約」といいます。)に基づき、福島リモートサポートサービス(以下、「本サービス」といいます。)を契約者に提供します。

本サービスの利用については、福島光 契約約款(以下、「原約款」といいます。)およびその他の個別規定ならびに追加規定(以下、「個別規定等」といいます。)が適用されます。なお、約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が約款に優先して適用されるものとします。

### 第 2 条(規約の変更)

当社は、契約者の了承を得ることなく、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他利用契約の内容は、改定後の新規約を適用するものとします。

2. 変更後の利用規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社ホームページ等に表示した時点より、効力を生じるものとします。

### 第 3 条(用語の定義)

本規約においては、以下の用語はそれぞれ以下の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1)利用契約	本サービスを利用するために申込者と当社の間で、本規約に基づき締結される契約
(2)申込者	本サービスへ申し込みを行った者
(3)契約者	申込者のうち当社との利用契約が成立した本サービスの利用者
(4)福島光	当社が別途定める福島光 契約約款に基づき提供する電気通信サービスの総称
(5)福島光回線	福島光に係る契約者回線
(6)福島光契約	当社から福島光の提供を受けるための契約
(7)福島光契約者	当社と福島光の契約を締結している者
(8)専用受付番号	契約者が本サービスを利用するために当社が指定した電話番号
(9)本ソフト	契約者のパソコン等にインストールし、契約者の承諾に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作することを可能とする機能等を有したソフトウェア
(10)リモートサポート	本ソフトがインストールされた契約者のパソコン等を、契約者の要請に基づきオペレータがそのパソコン等を遠隔操作して行う課題解決等
(11)オンラインパソコン教室	専用受付番号への要請に基づき、1 回 30 分程度でインターネットの活用方法等を解説するサービス
(12)本サービス	専用受付番号への要請に基づき、契約者のパソコン等の状況に関する問診、リモートサポート、電話での課題解決方法の説明及びオンラインパソコン教室等を行うサービス
(13)IPv6 通信	福島光において、インターネットプロトコルバージョン 6 によって行う通信
(14)特定事業者	東日本電信電話株式会社

## 第 2 章 契約

### 第 4 条(本サービスの提供範囲)

当社は、契約者から請求があったときは、別紙 2(オンラインパソコン教室のカリキュラム)に定めるカリキュラム及び別紙 3(サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲)に定める機器、ソフトウェア及びサービスについて、本サービスを提供します。

#### 第 5 条(提供区域)

本サービスは、契約者が利用している福島光の提供区域において提供します。

#### 第 6 条(契約の成立)

本サービス利用契約は、利用希望者が本規約に同意したうえで当社の別途定める手続きに従い本サービス利用契約申し込みをし、当社が該当申込者を利用者として登録した時点をもって成立するものとします。

2. サービス開始日は、当社による回線工事完了後、当社が別途定める日とし、当社はサービス開始日を当社が適当と認める方法で契約者に通知するものとします。

#### 第 7 条(契約の単位)

当社は、1の福島光契約につき、1の本契約を締結します。

2. 契約者は、その本サービスに係る福島光契約者と同一の者に限ります。

#### 第 8 条(契約申込の方法)

本サービスを申し込むときは、本規約の内容を承諾した上で、当社所定の手続に従って利用契約の申込みを行うものとします。

2. 申込者は、前項に定める申込みに際して申込者自身に関する情報を正確に登録するものとし、登録内容に不備があったことで契約者が不利益を被ったとしても、当社は、一切その責任を負いません。

#### 第 9 条(契約申込の承諾)

当社は、本サービス利用契約の申し込みを承諾するときは、当社の別途定める方法に基づき契約申込者に通知します。

2. 当社は、以下の各号の一に該当する場合には、本サービス利用契約の申し込みを承諾しないことがあります。

(1)本サービス利用契約の申し込みをした者が、その本サービスに係る利用回線の契約を締結している者と同一の者とならない場合。

(2)本サービスを提供することまたは保守することが技術上著しく困難なとき。

(3)本サービス利用契約の申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

(4)第 28 条(利用に係る契約者の義務)の定め違反するおそれがあるとき。

(5)その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### 第 10 条(契約の変更)

契約者は、当社が別に定めるところにより、本サービスの契約内容の変更を請求することができます。

2. 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条(契約申込の承諾)の定めに基づいて取り扱います。

#### 第 11 条(その他の提供条件)

本サービス利用契約に関するその他の提供条件については、当社が別に定めるところによります。

### 第 3 章 利用中止等

#### 第 12 条(利用中止)

当社は、以下の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1) 当社の電気通信設備及び委託会社の電気通信設備の保守上または工事上やむを得ないとき。

(2) 第 14 条(利用の制限)の規定により、本サービスの利用を中止するとき。

(3) 当社が設置する電気通信設備または本ソフトの障害、その他やむを得ない事由が生じたとき。

(4) その他当社が本サービスの運用を中止することが望ましいと判断したとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、当社が指定するホームページ等により、その旨周知を行います。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 13 条(利用停止)

当社は、契約者が以下のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

- (1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、原約款第 31 条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします)。
- (2)契約者が当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(その当社と契約を締結しているまたは締結していた他のサービスに係るその他の債務に係る債権について、原約款第 31 条(債権の譲渡)に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者を支払わないときとします)。
- (3)当社の名誉若しくは信用を毀損したとき。
- (4)第 28 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (5)契約者が過度に頻繁に問合せを実施または本サービスの提供に係る時間を故意に延伸させることにより、当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
- (6)本規約に反する行為であって、本サービスまたは福島光等に関する当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- (7)当社に損害を与えたとき。

2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止するときは、当社からあらかじめその理由、利用停止をする日及び期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 14 条(利用の制限)

契約者は、利用回線に係る原約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、その本サービスを利用することができないことがあります。

#### 第 15 条(契約者による契約解除)

契約者は、あらかじめ当社に通知して、本サービス利用契約を解除することができます。

#### 第 16 条(当社による契約解除)

当社は、以下のいずれかに該当する場合は、あらかじめ契約者に通知した後、本契約を解除することがあります。

- (1)第 13 条(利用停止)の規定により本サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。ただし、当社は、第 13 条(利用停止)第 1 項のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務に著しい支障を及ぼすと判断したときは、本サービスの利用停止をしないで本契約を解除できるものとします。
- (2)本契約に係る福島光契約について、福島光契約の解除があったとき。
- (3)第 36 条(本サービスの廃止)第 1 項に定めるとき。
- (4)契約者に以下に定める事由のいずれかが発生したとき。
  - ①支払停止状態に陥った場合その他財産状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の理由がある場合
  - ②手形交換所の取引停止処分を受けた場合
  - ③差押、仮差押、仮処分、競売、租税滞納処分の申立を受けた場合
  - ④破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立を受け、または自ら申立をした場合
5. 利用契約が解除された場合、契約者は、利用契約に基づく一切の債務につき当然に期限の利益を喪失し、未払い債務の全額を直ちに当社に支払うものとします。

### 第 4 章 料金等

#### 第 17 条(料金に関する費用)

当社が提供する本サービス料金は、利用料金、手続きに関する料金等とし、別紙 1(料金表)に定めるところによります。

#### 第 18 条(料金等の支払)

契約者は、料金について、当社が定める期日までに、当社が指定する支払方法において支払っていただきます。

2. 契約者は、料金について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

3. 当社は、料金等その他利用契約に基づき当社が契約者に対して有する債権の請求および受領行為を第三者へ委託できるものとします。

#### 第 19 条(料金の一括後払)

当社は、当社に特別の事情がある場合は、2 月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

#### 第 20 条(消費税相当額の加算)

第 21 条(利用料金の支払義務)の規定その他本規約の規定により別紙 1(料金表)に定める料金の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(注 1)本条において、別紙 1(料金表)に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。)によるものとします。

(注 2)別紙 1(料金表)において税込価格(税抜き価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。

(注 3)本規約の規定により支払いを要することとなった料金については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

#### 第 21 条(利用料金の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて、当社が本サービスの提供を開始した日から起算して、本契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した人解除または廃止のあった日が同一の日である場合は、1 日間とします。)について、別紙 1(料金表)に規定する月額料金の支払いを要します。また、契約者は、オンラインパソコン教室を利用したときは、別紙 1(料金表)に規定するオンラインパソコン教室料金の支払いを要します。

2. 前項の期間において、利用停止等により本サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは以下によります。

(1)利用停止があったときは、契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2)前号の規定によるほか、契約者は、以下の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、その本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下同じとします。)が生じた場合(2 欄に該当する場合、3 欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスについての月額料金。
2 当社の故意または重大な過失によりその本サービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその本サービスについての月額料金。
3 移転に伴って、本サービスを利用できなくなった期間が生じたとき。(契約者の都合により、本サービスを利用しなかった場合であって、その設備を保留したときを除きます。)	利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するその本サービスについての月額料金。

#### 第 22 条(料金)

当社が提供する本サービスの料金は、別紙 1(料金表)に定めるところによります。

### 第 23 条(料金計算方法等)

当社は、契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。

2. 当社は、以下の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。

(1)第 21 条(利用料金の支払い義務)第 2 項第 2 号の規定に該当するとき。

(2)前項の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第 21 条(利用料金の支払義務)第 2 項第 2 号の①に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる 24 時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(3)当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、第 1 項に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(4)契約者は、当社が請求した料金等の額が本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、支払いを要する料金(当社が請求した料金と本規約に定める料金の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。)の支払いを要します。

3. 本サービスの割増金、延滞利息は原約款の定めによります。

### 第 24 条(端数処理)

当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第 5 章 損害賠償

### 第 25 条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下、この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、契約者の料金減額請求に応じます。

2. 前項の場合において、当社は、その本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスに係る以下の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1)別紙 1(料金表)に定める月額利用料金

3. 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前 2 項の定めは適用しません。

### 第 26 条(免責事項)

当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。

2. 当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の特定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。

3. 本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウス及びサービス提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。

4. 当社は、本サービスの提供をもって、オンラインパソコン教室で提供する講座内容に関する契約者の完全な理解を保証するものではありません。

5. 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の内容について保証するものではありません。

6. 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業、リモートサポート及びオンラインパソコン教室の実施に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

7. 契約者が本サービスの利用により第三者(他の契約者を含みます。)に対し損害を与えた場合、契約者は、自己の責任でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。

8. 当社は、第 12 条(利用中止)、第 13 条(利用停止)、第 14 条(利用の制限)、第 37 条(本サービスの廃止)の規定により本サービスの利用中止、利用停止、利用の制限並びに本サービスの廃止に伴い生じる契約者の被害について、一切の責任を負いません。

9. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。(サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。)

10. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

## 第 6 章 個人情報取扱

### 第 27 条(個人情報の取扱)

契約者は、本サービスの提供に不可欠な、当社が業務を委託する他の事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名及び住所等を、その事業者に通知する場合があることについて、同意していただきます。

2. 契約者は、当社が、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報を取得および保管する場合があることについて、同意していただきます。

3. 当社は、前項の規定により契約者から知り得た個人情報については、当社が別に定める「プライバシーポリシー」に基づき取り扱うものとします。

## 第 7 章 雑則

### 第 28 条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本規約において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

### 第 29 条(利用に係る契約者の義務)

契約者は、本サービスの利用を要請するにあたり、以下の各号に定める条件を満たしていただきます。ただし、契約者が以下の条件を満たしている場合であっても、契約者のご利用状況によっては本サービスが提供できない場合があります。

(1)契約者自身による本サービスの利用の要請であること。

(2)サポートサービスの実施に必要な機器、ソフトウェア、ソフトウェアの正規のライセンスまたはプロダクト ID、並びにサービスの利用 ID やパスワード等の設定情報等が用意されていること。

(3)サポートサービスの実施に必要な当社または他の事業者が提供するドライバソフトウェアまたはアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアライセンスに同意し、契約者のパソコン等へのインストールを承諾すること。

2. 契約者が、リモートサポートまたはオンラインパソコン教室の利用の要請をする場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1)リモートサポート及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコン等が使用可能な状態となっていること。

(2)サポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコン等に予め本ソフトがインストールされていること。

(3)契約者は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、オペレータの遠隔操作を承諾すること。

(4)契約者のルータ、セキュリティソフト等がオペレータと本ソフトがインストールされたサポートサービス及びオンラインパソコン教室の提供を受ける契約者のパソコンの間の IPv6 通信を遮断しないこと。

(5)契約者が必要に応じてオペレータの指示に基づき操作を実施すること。

3. 前 2 項の規定のほか、契約者は以下のことを守っていただきます。

(1)当社または第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利を侵害しないこと。

- (2)本サービスを違法な目的で利用しないこと。
  - (3)本サービスによりアクセス可能な当社または第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。
  - (4)第三者になりすまして本サービスを利用する行為をしないこと。
  - (5)意図的に有害なコンピュータプログラム等を送信しないこと。
  - (6)当社の設備に無権限でアクセスし、またはその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。
  - (7)本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。
  - (8)本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。
  - (9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、または当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。
  - (10)本サービスの専用受付番号の適正な管理に努めること。
  - (11) その他前各号に該当する恐れのある行為またはこれに類する行為を行わないこと。
4. 契約者は、前項の規定に違反して当社の設備等をき損したときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

#### 第 30 条 (技術的事項)

本サービスにおける基本的な技術的事項は、特定事業者が定めるところによります。

#### 第 31 条 (法令に定める事項)

本サービスの提供または利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

#### 第 32 条 (準拠法)

本規約の成立、効力、解釈及び履行については、日本国法に準拠するものとします。

#### 第 33 条 (閲覧)

本規約において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は閲覧に供します。

#### 第 34 条 (契約者に係る情報の利用)

当社は、契約者に係る氏名もしくは名称、契約者連絡先電話番号、住所もしくは居住または請求書の送付先等の情報を、当社または当社が指定する事業者(以下、「指定事業者」といいます。)のサービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、その他、当社、指定事業者の契約約款等の定めに係る業務の遂行上必要な範囲(契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。)で利用します。

#### 第 35 条 (本ソフトが取得する情報)

当社および特定事業者は、契約者の承諾を得て、当社が本サービスをより効果的に提供する上で有用な情報として、以下に規定する本ソフトがインストールされた契約者のコンピュータ端末、通信機器等の情報を取得します。当社は、契約者から取得した以下の情報については、本規約第 27 条(個人情報の取扱)に従って取り扱います。

- (1)オペレーションシステムの種類、バージョン
- (2)クライアント証明書 ID
- (3)マシン名
- (4)MAC アドレス
- (5)ハードディスクドライブのボリュームシリアル番号
- (6)ハードディスクドライブの空き容量
- (7)デフォルトブラウザの種類、バージョン
- (8)デフォルトメールソフトの種類、バージョン
- (9)CPU 種類、動作周波数
- (10)メモリ容量
- (11)ルータの機種、ログインアカウント及びログインパスワード

#### 第 36 条 (第三者への委託)

当社は、本規約に基づく業務の全部または一部を第三者に委託して行わせることができるものとします。

#### 第 37 条(本サービスの廃止)

当社は、当社または特定事業者の事由等により、本サービスの全部、または一部を変更または廃止することがあります。

2. 当社は、前項の定めにより本サービスを変更または廃止するときは、相当な期間前に契約者に告知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

#### 第 38 条(本サービスの変更、追加)

当社は、理由の如何を問わず、また、何ら責任を負うことなく、本サービスの全部または一部の変更および追加ができるものとします。

#### 第 39 条(著作権等)

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社、特定事業者、及び株式会社オプティム(以下「オプティム」といいます。)または本製品を製作する上で必要となるソフトウェアの使用を特定事業者およびオプティムに対して許可する者に帰属するものとします。

2. 会員は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

(1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。

(2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

(3)営利目的の有無を問わず、第三者に使用させたり、貸与・譲渡・担保設定等したりしないこと。

#### 第 40 条(紛争の解決)

本サービスに関連して、利用者と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

2. 協議をしても解決しない場合、新潟地方裁判所または新潟簡易裁判所のみをもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 第 41 条(設備等の準備)

契約者は、自己の責任において、本サービスを利用するために必要なパソコン、通信機器、福島光その他の設備を保持し管理するものとします。

2. 契約者が本サービスを利用するために必要な福島光の利用料金は、本サービスの利用料金には含まれません。

#### 附則

本規約は平成 29 年 3 月 1 日より効力を有するものとします。

#### 附則

この改定規約は平成 29 年 7 月 14 日より効力を有するものとします。



## 別紙 1 料金表

### 1. 月額料金(税抜)

500 円

### 2. オンラインパソコン教室料金(税抜)

1 カリキュラムにつき 1,800 円(税込 1,944 円)

## 別紙 2 オンラインパソコン教室のカリキュラム

本サービスで提供するオンラインパソコン教室の主なカリキュラム(1 カリキュラム概ね 30 分程度)は、以下の通りです。

- ・パソコン基本操作
- ・インターネット
- ・メール
- ・文書作成
- ・表計算
- ・プレゼンテーション
- ・ソフトウェア活用
- ・パソコン・周辺機器活用
- ・Windows(最新のもの)
- ・スマホ・タブレット基礎講座
- ・スマホ・タブレット応用講座

※詳細かつ最新のカリキュラムは、特定事業者(NTT 東日本)の Web ページに掲載  
[https://flets.com/osa/remote/online\\_sch/lec.html](https://flets.com/osa/remote/online_sch/lec.html)

## 別紙 3 サポート対象機器、ソフトウェア及びサービスとサポート範囲

本サービスの主なサポート対象及びサポート範囲は以下のとおりです。なお、本別紙により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社が別に定める規定によります。

また、サポート対象及びサポート範囲内であっても、対応できない場合があります。

### 1. 機器

#### (1)主なサポート対象

- ・パソコン本体、モニター、キーボード、マウス
- ・ルーター、無線 LAN ポイント、LAN カード・ボード、HUB、ロケーションフリー
- ・IP セットトップボックス
- ・スマートフォン、タブレット端末
- ・光 LINKPC、ルーター、IP セットトップボックス、テレビ電話(フレッツフォン)、ひかりホームカメラ(クルリモ)等 NTT 東日本提供機器

#### (2)サポート内容

B フレッツ・フレッツ光ネクスト・パソコン・テレビ及び家庭内 NW との接続、付属マニュアルに記載された基本的操作方法

※スマートフォン及びタブレット端末については、B フレッツ・フレッツ光ネクストとの Wi-Fi 接続設定

### 2. ソフトウェア

#### (1)主なサポート対象

- ・オペレーションシステム(Windows、MacOS)
- ・ブラウザ・メーラ
- ・メディアプレーヤ
- ・ウィルス対策
- ・フレッツ接続ツール等 NTT 東日本提供ソフトウェア

#### (2)サポート内容

インストール、初期設定、個人での利用を想定した基本的な操作方法

※最新かつより詳細な情報は、特定事業者(NTT 東日本)の Web ページに掲載

[https://flets.com/osa/remote/s\\_offer.html](https://flets.com/osa/remote/s_offer.html)

### 3. サービス

#### (1)主なサポート対象

- ・B フレッツ、フレッツ光ネクスト、ひかり電話等の NTT 東日本が指定するサービス
- ・プロバイダサービス(インターネット接続、メール)
- ・その他インターネット上の各種サービス(Webメール、映像配信・交換、音楽ダウンロード等)

#### (2)サポート内容

サービス概要、申込・契約方法、利用方法概要・活用方法概要